

『特別警報』発表時の対応について

特別警報の発表基準

ア 数十年に一度の大雨，強度の台風，積雪等が予想される場合，現象の種類に応じて特別警報として発表される。

イ 「大津波警報」「噴火警報」「緊急地震速報（震度 6 弱以上）」は特別警報として位置づけられる。

特別警報発表時の対応原則

「ただちに命を守る行動をとる」

※ 大雨や台風等においては，時間を追って段階的に発表される気象情報，注意報，警報を活用して，早め早めの行動をとる。

登校以前に名古屋地方気象台から特別警報が発表されている場合

ア 授業は行わず，休校にする。（生徒は登校しない）

イ 特別警報がその日のうちに解除されても，授業は行わない。

ウ 解除後の授業の開始については，学校から伝える※。

※ 授業再開等については，「Classi」・「国府高校HP」等で連絡する。

※ ウの場合でも，通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難な生徒は，登校しなくてよい。